

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-1, 9, 10, 21, 24	1.15-1, 12, 13, 43, 47	女川実績を反映し、泊においても下記の設備について総称にて取り扱うものとし、まとめ資料及び比較表に反映した。(下線部参照) (旧) 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブル (新) 号炉間電力融通設備	
2	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-1	1.15-1~2	1.15.2.2(1)項の目次の記載を修正及び適正化した。(下線部参照) (旧) b. 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルからの給電 e. 可搬型バッテリー (炉外核計装装置用, 放射線監視装置用) による電源の供給 (新) b. 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, 後備変圧器, 号炉間電力融通設備又は開閉所設備からの給電 e. 可搬型バッテリー (炉外核計装装置用, 放射線監視装置用) からの給電	
3	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-4~5	1.15-6	泊3号炉及び女川2号炉の以下の文章冒頭のスペースを削除した。(下線部参照) 「 <u> </u> 抽出パラメータのうち, 発電用原子炉施設の状態を直接監視することができないパラメータについては, 電源設備の受電状態, 重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータ (以下「補助パラメータ」という。) に分類し, 第1.15.4表に整理する。」	
4	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-9	1.15-12	技術的能力1.14との整合に伴い, 1.15.1(2)c. 項における代替電源 (交流) からの給電に使用する設備として下記の設備を追加した。 ・後備変圧器 ・開閉所設備	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-10～11	1.15-13～14	No.1及びNo.4の適正化に伴う1.15.1(2)e.項の記載を下記のとおり追加した。(下線部参照) (旧) ・号炉間連絡ケーブル 号炉間連絡ケーブルによる給電で使用する設備の耐震性は確保されていないが、1号炉又は2号炉のディーゼル発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。 ・号炉間連絡予備ケーブル 号炉間連絡予備ケーブルによる給電で使用する設備の耐震性は確保されていないが、1号炉又は2号炉のディーゼル発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。 ・可搬型バッテリー (炉外核計装装置用, 放射線監視装置用) (記載変更なし) (新) ・後備変圧器 耐震性は確保されていないが、当該電路が健全であれば、1号及び2号炉や外部電源の状況確認に時間を要するが、短時間での受電が可能であり、ディーゼル発電機の代替手段として有効である。 ・号炉間電力融通設備 号炉間電力融通設備による給電で使用する設備の耐震性は確保されていないが、1号又は2号炉のディーゼル発電機及び電路が健全 ^{※5} で、給電可能であれば重大事故等の対処に必要なパラメータの監視が可能となるため、電源を確保するための手段として有効である。 ・閉閉所設備 閉閉所設備による給電で使用する設備の耐震性は確保されていないが、1号又は2号炉のディーゼル発電機及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。 ・可搬型バッテリー (炉外核計装装置用, 放射線監視装置用) (記載変更なし) ※5 「号炉間電力融通」については、1号又は2号炉の安全性を損ねるおそれがあるため、「1号又は2号炉の号炉間電力融通はディーゼル発電機が2台健全」である場合に限定している。	
6	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-13	1-15-16	1.15.1(2)e.項における記載を適正化した。(下線部参照) (旧) これらの手順は、災害対策本部長、発電課長 (当直) … (新) これらの手順は、発電所対策本部長、発電課長 (当直) …	
7	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-13	1.15-18	No.5の適正化に伴い※5の標記を※6に修正した。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-14~15	1.15-20	d. の箇条書きの一つ目の以下の文章（なお書き部分）について、余計なスペースを削除し改行するよう修正した。また、記載表現の適正化を行った。 （下線部参照） （旧） 「基準配管に水を満たした構造の計器で計測するパラメータについては、急激な原子炉減圧等により基準配管の水が蒸発し、不確かな指示を示すことがある。そのような状態が想定される場合は、関連するパラメータを複数確認しパラメータを推定する。」なお、蒸気発生器水位（狭域）及び蒸気発生器水位（広域）を除き、基準配管の水位変動に起因する不確かさを考慮する必要はない。」 （新） 「基準配管に水を満たした構造の計器で計測するパラメータについては、急激な減圧等により基準配管の水が蒸発し、不確かな指示を示すことがある。そのような状態が想定される場合は、関連するパラメータを複数確認しパラメータを推定する。 なお、蒸気発生器水位（狭域）及び蒸気発生器水位（広域）を除き、基準配管の水位変動に起因する不確かさを考慮する必要はない。」	
9	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-15, 37	1.15-32, 69	以下の記載表現を修正し、有効性評価における表現と統一を図った。（下線部参照） （旧）・1次冷却系統からの漏えいを水位、… （新）・1次冷却系からの漏えいを水位、…	
10	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-17, 30	1.15-34, 54	以下の記載表現を修正し、有効性評価における表現と統一を図った。（下線部参照） （旧）1次系最高使用温度 （新）1次冷却系最高使用温度 （旧）1次系最高使用圧力 （新）1次冷却系最高使用圧力	
11	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-17	1.15-34	炉心出口温度（自主対策設備）の仕様における誤記修正及び表現を適正化した。（下線部参照） （旧） また、全交流動力電源喪失時においても、可搬型計測器を用いて必要点数の監視及び記録も可能である。炉心出口温度（自主対策設備）の計測上限値は650℃であるが、可搬型計測器を使用することで検出器の温度素子の機能上限（約1,300℃）まで計測が可能である。 （新） また、全交流動力電源喪失時においても、可搬型計測器を用いて必要点数の監視及び記録も可能であり、炉心出口温度（自主対策設備）の計測上限値（約1,300℃）まで温度計測が可能である。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
12	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-17	1.15-34	以下の記載を半角から全角に修正した。 (旧) ・原子炉圧力容器内の圧力 0~21.0MPa[gage] (新) ・原子炉圧力容器内の圧力 0~21.0MPa[gage]	
13	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-21~22	1.15-43	No.1及びNo.4の適正化に伴い1.15.2.2(1)b.項の記載を修正した。また、e.項の記載表現を適正化した。(下線部参照) (旧) b.常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルからの給電 全交流動力電源喪失が発生した場合に、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルからの給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 e.可搬型バッテリー(炉外核計装装置用、放射線監視装置用)による電源の供給 (新) b.常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、後備変圧器、号炉間電力融通設備又は開閉所設備からの給電 全交流動力電源喪失が発生した場合に、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、後備変圧器、号炉間電力融通設備又は開閉所設備からの給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 e.可搬型バッテリー(炉外核計装装置用、放射線監視装置用)からの給電	
14	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-21	1.15-44	以下の記載表現を適正化した。(下線部参照) (旧)(a)手順着手の判断基準 直流電源喪失により、炉外核計装装置及び放射線監視装置のパラメータが監視できない場合。 (新)(a)手順着手の判断基準 直流電源喪失により、炉外核計装装置又は放射線監視装置のパラメータが監視できない場合。	
15	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-23	1.15-44	以下の記載について、1.15-46の記載と不整合があるため、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 (新) 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。(女川と同様)	
16	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0)	1.15-23	1.15-44	参照する添付資料番号を修正した。(下線部参照) (旧)(添付資料1.15.6, 添付資料1.15.7) (新)(添付資料1.15.8, 添付資料1.15.9)	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
17	<p>泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)</p>	1.15-24	1.15-47	<p>No.1及びNo.4の適正化に伴い1.15.2.2(1)g.項の記載を修正した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている間に常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルから計器に給電する。 なお、非常用所内電気設備が機能喪失した場合には、代替所内電気設備から計器に給電する。</p> <p>(新) 所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている間に常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、後備変圧器、号炉間電力融通設備又は開閉所設備から計器に給電する。 なお、非常用所内電気設備が機能喪失した場合には、代替所内電気設備から計器に給電する。</p> <p>常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、後備変圧器、号炉間電力融通設備又は開閉所設備からの給電が困難となった場合で直流電源が枯渇するおそれがある場合は、可搬型代替直流電源設備から計器に給電する。</p>	
18	<p>泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)</p>	1.15-26	1.15-50	<p>1.15.2.3(3)e.項の記載を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 電気工作班員は、「1.15.2.2(1)e.可搬型バッテリー(炉外核計装装置用、放射線監視装置用)による電源の供給」で得られた可搬型バッテリー…</p> <p>(新) 電気工作班員は、「1.15.2.2(1)e.可搬型バッテリー(炉外核計装装置用、放射線監視装置用)からの給電」で得られた可搬型バッテリー…</p>	
19	<p>泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料</p> <p>1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)</p>	1.15-29	1.15-53	<p>■第1.15.1表の対処設備名称の表現を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 当該パラメータの他チャンネル又は他ループの重要計器 (新) 主要パラメータの他チャンネル又は他ループの重要計器</p> <p>■第1.15.1表の対応手段名称の表現を女川実績を反映し、適正化した。</p> <p>(旧) 代替電源(交流)からの供給 (新) 代替電源(交流)からの給電 (旧) 代替電源(直流)からの供給 (新) 代替電源(直流)からの給電 (旧) 代替所内電気設備による計測 (新) 代替所内電気設備による給電</p> <p>■第1.15.1表の対応手段のうち「代替電源(交流)からの給電」における対処設備として「後備変圧器、号炉間電力融通設備、開閉所設備(自主対策設備)」を追記した。</p>	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-29	1.15-53	第1.15.1表の以下の名称を1.15まとめ資料内で統一するため、修正した。 (下線部参照) (旧) データ収集計算機、データ表示端末 (新) <u>データ伝送設備 (発電所内)</u> (データ収集計算機及びデータ表示端末)	
21	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-30	1.15-54	資料内で統一するため、第1.15.2表における、1次冷却材温度(広域-高温側)、1次冷却材温度(広域-低温側)、1次冷却材圧力(広域)の計測範囲の下限の「0(半角)」を「0(全角)」に修正した。	
22	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-30~36	1.15-54~60	<p>■蓄電池から直流電源を供給する設備(地下排水設備等)の設計進捗により、下記の重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを計測する設備の電源について、常用側の電源をB系からA系に見直したことに伴い、第1.15.2表における電源の記載を修正した。(下線部参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉容器水位：(旧) A、B計装用電源 (新) A計装用電源 B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量(AM用)：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 格納容器圧力(AM用)：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 格納容器水位：(旧) B計装用電源 (新) A計装用電源 原子炉下部キャビティ水位：(旧) B計装用電源 (新) A計装用電源 格納容器内水素濃度：(旧) B計装用電源 (新) A計装用電源 原子炉格納容器内水素処理装置温度：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 格納容器水素イグナイタ温度：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 アニュラス水素濃度(可搬型)：(旧) B計装用電源 (新) A計装用電源 使用済燃料ピット水位(AM用)：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 使用済燃料ピット水位(可搬型)：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 使用済燃料ピット温度(AM用)：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 使用済燃料ピット監視カメラ：(旧) B計装用電源 (新) A計装用電源 <p>■同表のうち、原子炉格納容器内の圧力に分類する格納容器圧力(AM用)の計測範囲の記載表現を適正化した。(下線部参照) (旧) 0~1MPa (新) 0~1.0MPa</p> <p>■同表のうち、使用済燃料ピットの監視に分類する使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの電源の誤記修正。 (旧) B直流電源 (新) B交流電源</p>	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0)	1.15-30~61, 63~68	1.15-54~93, 96~101	下記表のタイトルの記載を修正した。(下線部参照) (旧) 第1.15.2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(重大事故等対処設備) (1/7) 第1.15.3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (1/23) 第1.15.4表 補助パラメータ (1/2) 第1.15.6表 有効監視パラメータを計測する常用計器及び常用代替計器(自主対策設備) (1/4) 第1.15.7表 有効監視パラメータ(自主対策設備)の監視・記録について (1/2) (新) 第1.15.2表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータ(重大事故等対処設備) (1/7) 第1.15.3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定 (1/23) 第1.15.4表 補助パラメータ (1/2) 第1.15.6表 有効監視パラメータを計測する常用計器及び常用代替計器(自主対策設備) (1/4) 第1.15.7表 有効監視パラメータ(自主対策設備)の監視・記録について (1/2) (以降、第1.15.2表については(7/7)まで、第1.15.3表については(23/23)まで、第1.15.4表については(2/2)まで、第1.15.6表については(4/4)まで、第1.15.7表については(2/2)まで同様。)	
24	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-31~34, 36, 63~65	1.15-55~58, 60, 96~98	第1.15.2表及び第1.15.6表における「m ³ 」等の指数部のサイズを適正化した。	
25	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-52	1.15-84	主蒸気ライン圧力の代替パラメータ推定方法のうち、以下の記載表現を修正し、有効性評価における表現と統一を図った。(下線部参照) (旧)・1次冷却系統が満水状態で… (新)・1次冷却系が満水状態で…	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-57～58	1.15-89～90	<p>■第1.15.3表のうち、水源の確保に分類する補助給水ビット水位の代替パラメータ欄の誤記修正。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>②補助給水流量 ③代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量</p> <p>(新)</p> <p>②補助給水流量 ②代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量</p> <p>■同表のうち、使用済燃料ビット監視カメラの代替パラメータの推定方法の記載表現を適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>①使用済燃料ビット監視カメラの監視が不可能となった場合は、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用) 及び使用済燃料ビット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ビットの状態を推定する。</p> <p>(新)</p> <p>①使用済燃料ビット監視カメラによる監視が不可能となった場合は、使用済燃料ビット水位 (AM用)、使用済燃料ビット水位 (可搬型)、使用済燃料ビット温度 (AM用) 及び使用済燃料ビット可搬型エリアモニタにより使用済燃料ビットの状態を推定する。</p>	
27	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-58	1.15-90	<p>第1.15.3表中の分類「使用済燃料ビットの監視」における主要パラメータ「使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ」の代替パラメータ推定方法欄の記載表現を女川実績を反映し適正化した。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>③使用済燃料ビット可搬型エリアモニタの監視が不可能となった場合は、使用済燃料ビット水位 (AM用) による放射線量率と水位の関係や使用済燃料ビット監視カメラによる傾向監視により使用済燃料ビットの状態を推定する。</p> <p>(新)</p> <p>③使用済燃料ビット可搬型エリアモニタの監視が不可能となった場合は、使用済燃料ビット水位 (AM用) にて水位を計測した後、水位と放射線量率の関係や使用済燃料ビット監視カメラによる傾向監視により使用済燃料ビットの状態を推定する。</p>	
28	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-62	1.15-95	<p>第1.15.5表のうち、格納容器バイパスの監視に分類する加圧器水位について、以下のとおり修正した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 原子炉容器内の水位を監視する項目と同様 (新) 原子炉圧力容器内の水位を監視する項目と同様</p>	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0)	1.15-61	1-15-93	技術的能力の審査進捗を反映し、第1.15.4表に以下の補助パラメータを追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション ・1次系純水タンク水位 ・2次系純水タンク水位 ・脱気器タンク水位 ・ろ過水タンク水位 ・復水器真空 (広域) ・主給水ライン流量 ・蒸気発生器水張り流量 	
30	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-63～65	1.15-96～98	第1.15.6表における記載表現を適正化した。 <ul style="list-style-type: none"> ■4桁を超える数値に対し「,」を追記。 (旧) 40～1300℃ (新) 40～1,300℃ (旧) 0～1300m³/h (新) 0～1,300m³/h (旧) 0～2000t/h (新) 0～2,000t/h ■電源欄の設備名称の記載を適正化した (下線部分を全角から半角, 半角から全角に修正)。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>A</u>I原子炉コントロールセンタ (全角から半角へ修正) ・<u>A</u>I, <u>B</u>I原子炉コントロールセンタ (全角から半角へ修正) ・<u>A</u>, <u>E</u>計装用電源 (半角から全角へ修正) 	
31	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-67	—	ページ最下段に次ページで示す表タイトルが記載されているので、記載箇所を次ページ冒頭に修正した。	
32	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-67	1.15-100	第1.15.7表における備考欄の設備名称の記載を適正化した (下線部分を全角から半角に修正)。 <ul style="list-style-type: none"> ・VDU表示を記録用紙に記録する。 	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-69	1.15-102	<p>■第1.15.1図左下の対応手段で示す設備名称を次のとおり修正する。</p> <p>—(旧)— ④：可搬型バッテリー (炉外核計装装置、放射線監視装置)― ⑤：後備蓄電池 ⑥：可搬型直流電源用発電機・可搬型直流変換器 ⑦：代替非常用発電機</p> <p>—(新)— ④：可搬型バッテリー (炉外核計装装置用、放射線監視装置用)― ⑤：所内常設蓄電式直流電源設備 ⑥：可搬型代替直流電源設備 ⑦：常設代替交流電源設備</p> <p>■第1.15.1図において※で対応付ける数字を次のとおり修正した。 直流電源機能喪失に接続する※3を※2に修正 交流電源喪失に接続する※4を※3に修正</p> <p>■第1.15.1図において女川への合わせ込みが不足していた点の合わせ込みを行った。 ※1として交流電源喪失の記載を追加 直流電源、バイタル交流電源(直流電源と交流電源の両方)の間に交流電源を追加</p>	本項は2023年3月1日ヒアリング資料「資料4-6 泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト(技術的能力_1.15 計装) No.13」にてご説明済みであるが、先行審査実績反映のためさらなる修正が必要となったことから見え消し部の適正化内容については、追加修正分も加えて改めてNo34に記載する。

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-69	1.15-102	<p>■第1.15.1図左下の対応手段について女川実績を反映し、下記のとおり修正及び追加し、第1.15.1表との整合を図った。(下線部参照)</p> <p>(旧)</p> <p>①：他チャンネルによる計測 ②：代替パラメータによる推定 ③：可搬型計測器による計測※4 ④：可搬型バッテリー(炉外核計装装置、放射線監視装置) ⑤：後備蓄電池 ⑥：可搬型直流電源用発電機・可搬型直流変換器 ⑦：代替非常用発電機</p> <p>(新)</p> <p>①：他チャンネル又は他ループによる計測 ②：代替パラメータによる推定 ③：可搬型計測器による計測※4 ④：可搬型バッテリー(炉外核計装装置、放射線監視装置)による給電 ⑤：可搬型代替直流電源設備による給電 ⑥：所内常設蓄電式直流電源設備による給電 ⑦：常設代替交流電源設備による給電 ⑧：可搬型代替交流電源設備による給電 ⑨：後備変圧器による給電 ⑩：号炉間電力融通設備による給電 ⑪：閉閉所設備による給電 ⑫：代替所内電気設備による給電</p> <p>■第1.15.1図中の設備名称の表現を適正化した。</p> <p>(旧) DC電源 (新) DC電源 (旧) AC電源 (新) AC電源 (旧) M/C故障 (新) M/C故障 (旧) D/G機能 (新) D/G機能</p>	
35	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r5.0) 比較表 (SAT115-9 r5.0)	1.15-73~74	1.15-107~108	第1.15.4図の計器の電源構成図(1/2)及び(2/2)について、女川実績を反映しカラーから白黒の図に修正した。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	—	とりまとめた資料-1	1. の以下の参照する比較表ページを修正した。また、比較表ページの表現を「p1.15-〇〇」に統一した。(下線部参照) (旧) 1-1)b. ・重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを重大事故等対処設備に位置付けた。【比較表p1.15-92,103】 1-2)d. ・記録に係る重大事故等対処設備であるデータ収集計算機及びデータ表示端末は、技術的能力1.18及び1.19まとめ資料内の表現と整合を図るため、設備名称をデータ伝送設備(発電所内)とした。 【比較表p14,15,48,50,100,101,106】 (新) 1-1)b. ・重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータを重大事故等対処設備に位置付けた。【比較表p1.15-92,93,103】 1-2)d. ・記録に係る重大事故等対処設備であるデータ収集計算機及びデータ表示端末は、技術的能力1.18及び1.19まとめ資料内の表現と整合を図るため、設備名称をデータ伝送設備(発電所内)とした。 【比較表p1.15-14,15,48,50,60,100,101,106】	
37	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	—	とりまとめた資料-3	表1における相違No.⑦の泊における計器故障時の重要代替監視パラメータ指示値の確認者(運転員)の記載を適正化した(下線部分を半角から全角に修正)。 ・運転員(中央制御室) A又は運転員(現場) B ・泊では、重要代替監視パラメータを計測する設備に現場の計器(原子炉補機冷却水サージタンク圧力(可搬型)、格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)もあるため、運転員(現場) Bも記載。(例:比較表p1.15-19)	
38	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	—	1.15-1, 2	相違理由欄の記載表現を適正化した。(下線部参照) (旧) 出来ない (新) できない	
39	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	—	1.15-3	相違理由(上から2番目以降)について、1段上に位置を修正した。	
40	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	—	1.15-14	相違理由(上から1番目)について、【女川】の書体がゴシック体であるため、明朝体に修正した。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	—	1.15-36	相違理由欄の記載表現を適正化した。(下線部参照) (旧) ・泊では、原子炉圧力容器への注水量を監視するパラメータと同様にパラメータ毎に記載している。 (新) ・泊では、原子炉圧力容器への注水量を監視するパラメータと同様にパラメータごとに記載している。	
42	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	—	1.15-43	d. の泊3号炉の以下の文章を女川2号炉に合わせて1段上に位置を修正した。 「全交流動力電源が喪失し直流電源が枯渇するおそれがある場合に、可搬型代替直流電源設備からの給電に関する手順は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。」	
43	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 比較表 (SAT115-9 r5.0)	—	1.15-46	女川2号炉の以下の文章の不要な半角スペースを削除した。(下線部参照) 「⑥運転員(中央制御室)A及び重大事故等対策要員(運転員を除く。)は、中央制御室のあらかじめ定めた端子台にて、測定対象パラメータの信号_出力端子と可搬型計測器を接続し、測定を開始する。」	